**令和６年度**

**西尾市保育士等就職準備金貸付募集要項**







|  |
| --- |
| 申込受付期間 |
| 令和７年１月９日（木）から令和７年１月２３日(木)まで |

**⻄尾市保育士等就職準備金貸付候補者募集要項**

**西尾市では、西尾市の保育園、認定こども園又は幼稚園で保育士、保育教諭、幼稚園教諭等として働く方のために、就職準備金を貸付する制度を用意しています。**

**卒業後、ただちに２年以上市内の保育所等で勤務すれば返還が免除されます。**

**１　募集人員及び申込資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用区分 | 西尾市会計年度任用職員（保育職）・民間認可保育所・認定こども園・幼稚園の保育士・保育教諭・幼稚園教諭 |
| 募集人員 | ３０人 |
| 申　込　資　格 | 養成施設（大学や専門学校等）を卒業後、ただちに市内の保育所等において、保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就職が内定している方 |

**２　貸付額**

|  |  |
| --- | --- |
| 貸　付　額　 | ５００，０００円（一括払い） |

**３　申し込み方法**　（提出書類は、必ず本人が持参してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **受付期間** | **令和７年１月９日（木）から令和７年１月２３日(木)まで****８**時**３０**分～**１７**時**１５分**ただし、土曜、日曜、祝日は手続きできません。 |
| **受付場所****問合せ先** | 西尾市役所　子ども部保育課　指導担当〒445-8501　西尾市寄住町下田２２番地TEL　０５６３‐６５‐２１１２（直通） |
| **提出書類** | １　西尾市保育士等就職準備金貸付申請書　※３カ月以内に撮影した証明写真を添付　２　誓約書　３　住民票の写し４　連帯保証人の所得が確認できる書類５　連帯保証人の納税が確認できる書類６　雇用関係を証する書類の写し７　保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得見込み証明書 |
| **指定書類の****入手方法** | 申請書等は、西尾市ホームページからダウンロードできます。（市役所保育課でもお渡しています。） |

**４　その他**

**（１）提出書類は一切お返ししません。**

**（２）審査の結果は、貸付の可否に関係なく全員に郵送で通知します。**

**⻄尾市保育士等就職準備金貸付制度の手続き**

**◎貸付の流れ**

**①　貸付の希望**

**②　申請書類の提出　　令和７年１月９日（木）から令和７年１月２３日（木）まで**

**③　貸付の決定**

**④　契約書の提出**

**⑤　　貸　付　　　　　令和７年３月**

**◎市内保育所等に就職**

**①　西尾市内の保育所等に勤務**

**4月1日現在の現況報告書提出（様式第7号）**

**②　勤務2年目**

**4月1日現在の現況報告書提出（様式第7号）**

**③　2年間勤務**

**返還免除申請書の提出（様式第9号）**



**◎その他の手続について**

**貸付を決定された方が、いずれかに該当する場合は、手続きが必要となります。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　例 | 必要書類 |
| 貸付の解除 | 「貸付の解除」①～③の場合 | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書 |
| 「貸付の解除」④の場合 | □死亡報告書□死亡診断書または戸籍謄本等 |
| 返還方法 | 「返還方法」①～④の理由で返還の免除を受ける場合 | □西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書□従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類 |
| 「返還方法」③の理由で返還の免除を受ける場合 | □事由を証明する書類 |
| 「返還方法」④～⑨の理由で返還する場合 | □西尾市保育士等就学資金返還計画書 |
| その他 | ①氏名、住所、電話番号等を変更したとき②（産前産後・病気等）休暇、育児休業等の取得、休職または復職したとき③市内の保育所等を退職したとき④市内の保育所等に転職したとき | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書□就業等の事実を証明する書類 |
| ⑤連帯保証人の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書 |
| ⑥連帯保証人を変更するとき | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書□連帯保証人の資力が確認できる書類 |

* **貸付の解除**

**貸付決定を受けた方が、次のいずれかに該当する場合、貸付決定は解除されます。**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事　　　　　例 |
| ① | 養成施設を卒業後ただちに西尾市内の保育園等に就職をしなかったとき |
| ② | 養成施設を卒業できなかったとき |
| ③ | 就職準備金を必要としなくなったとき |
| ④ | 死亡したとき |

**◎ 返還猶予**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　例 | 必要書類 |
| ① | 病気その他のやむを得ない理由により期日まで返還が困難となったとき　　　　　　　 | □西尾市保育士等就職準備金返還猶予申請書□事由を証明する書類 |

**◎ 返還方法**

**貸付された就職準備金は、次のいずれかの方法で免除、又は返還していただきます。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　例 | 免除・返還等 |
| ① | 養成施設を卒業した後、ただちに市内の保育所等に就職し、保育士等として２年以上従事したとき | 全額免除 |
| ② | ①の従事期間内に死亡したとき |
| ③ | 心身の障害により、市内の保育所等で、継続して従事することが困難となったとき |
| ④ | 市内の保育所等に１年以上２年未満従事し退職したとき | 返還金額の半額免除 |
| ⑤ | 市内の保育所等に１年未満従事し退職したとき | 全額返還 |
| ⑥ | 養成施設等を卒業後、ただちに市内の保育所等に就職しなかったとき |
| ⑦ | 貸付決定が「解除、停止」の①～③の理由で解除、停止されたとき |
| ⑧ | 契約を解除されたとき |
| ⑨ | 市内の保育所等における勤務形態が1日6時間かつ月20日に満たない形態に変更になったとき |

※ ③の場合は、やむを得ない事情があると認めたとき、免除の可否を決定します。

　※ ④～⑨の場合は、返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して１年を限度とした期限内に貸付金額を返還していただきます。

　　 正当な理由なく返還しない場合は、延滞金が発生します。